

産業廃棄物処理計画書

令和6年 5月 23日

吹田市長 様

提出者

住所 大阪府吹田市江坂町3-3-1 ✓

氏名 株式会社 紙谷工務店 ✓

代表取締役 紙谷 和也 ✓

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6385-1701 ✓

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社紙谷工務店（吹田市管轄内事業所） ✓
事業場の所在地	吹田市管轄区域内 ✓
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 ✓
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		別紙 1, 2 のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1. 本表由本局统一印制，不得私自翻印、复制或转借。	2. 本表由本局统一印制，不得私自翻印、复制或转借。
----------------------------	----------------------------

単位:トン/年

[illegible]

※数量に関しては、小数点以下3桁表示として記入してください。

※数量に関しては、小数点以下3桁表示として記入してください。

別紙 2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業 ✓
②事業の規模	7,359,000,000円 (産業廃棄物排出予定工事) ✓
③従業員数	66名 ✓
④産業廃棄物の一連の処理の工程	①解体工事・推進工事 汚泥、コンクリートがら、アスコンがら、木くず、金属くず、紙くず等を分別、再生処理業者に委託して再資源化 ②建設工事 管理型建設系混合廃棄物として中間処理業者に委託および一部分別を行い中間処理業者に委託 ✓

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等、別紙を参照)

現場産業廃棄物管理担当者 → 本社総務部産業廃棄物担当者 → 本社各部管理者
本社機能を發揮して現場の状況把握し廃棄物処理の効率的な運用、指導を図る ✓

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の発生、処理を5%削減することに努めましたが生きていません ✓
②計画	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の発生、処理を5%削減することを目標に定め削減に努める ✓

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体工事については、分別して搬出しています 石綿含有廃棄物等については、他の廃棄物が混入しないように確実に分別し搬出しています ✓
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持です ✓

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

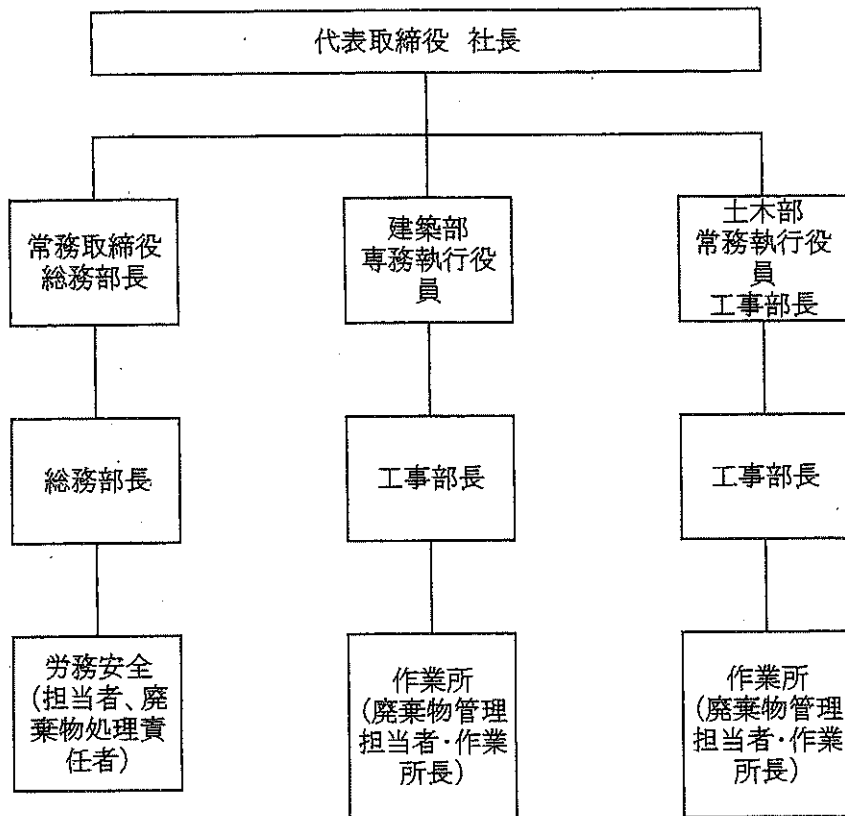
7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している
②計画	(今後実施する予定の取組) 再生利用が可能な産業廃棄物については、再生処理業者に処分を委託する

産業廃棄物の処理に係る管理体制表



組織名：総務部 労務安全			
	廃棄物処理責任者	☐ ☐ ☐ ☐	廃棄物処理方針の決定 廃棄物処理計画の策定 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 監督官庁への各種報告
	廃棄物管理担当者 (作業所長)	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	委託契約の締結 産業廃棄物管理票の交付・管理 委託契約に基づき廃棄物が適正に処分されているか確認 社員、関連会社に対する教育、啓発 監督官庁への各種報告